

# 新しいまちの姿が見えてきました ～被災市街地復興土地区画整理事業～

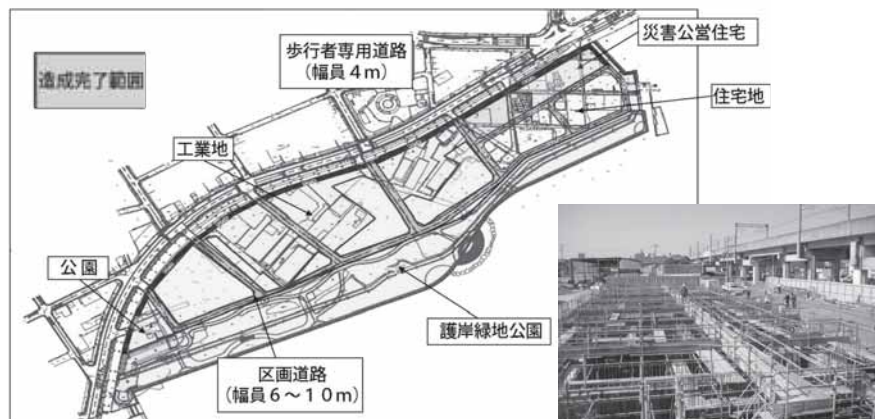


震災の津波被害による、浸水・冠水被害解消のため、北浜地区および藤倉二丁目地区の土地区画整理事業の道路や宅地のかさ上げ工事を行ってきました。平成26年度から開始した造成工事やライフライン整備が進み、少しずつ新しいまちの姿が見えてきました。今年度は用地の引き渡し開始や災害公営住宅の完成を予定しており、本格的な住宅再建が進んでいきます。

## 【北浜地区】

### 災害公営住宅の建築工事が進んでいます

平成26年度から行っている造成工事は、全体の3分の1以上の範囲が完了して、今年度から用地の引き渡しを開始する予定です。また、昨年度より開始した災害公営住宅の建築工事は、平成29年3月の入居開始に向けて、現在建物1階部分の整備を行っています。引き続き1日も早い完成に向けて整備を進めます。



▲北浜地区災害公営住宅I期工事  
(H28.4月時点)

## 【藤倉二丁目地区】

### 一部宅地の返還が始まりました

4月から、すでに造成が完了している東側工区の一部の宅地引き渡しが始まっています。残る区域についても、年度内に引き渡しを終える予定で、藤倉二丁目地区の新たなまちづくりが着実に前進していきます。



◀宅地の引き渡しを順次行っている藤倉二丁目地区

## 市民の声



藤倉中央振興会  
会長 北村保夫さん

## きれいな街並みで元の生活を心待ち

震災当初、北村さんが住んでいた藤倉の住宅は大規模半壊でした。1階は津波による被害が大きく、2週間ほど避難所生活した後、自宅2階での生活が続いたそうです。1階の修繕を終えた平成23年9月に、再度台風による被害を受け、気落ちしていたところ、市から「被災市街地復興土地区画整理事業」の話を受けました。

北村さんは「震災後は、近所の人たちにお風呂や洗濯機を使わせていただくなど、たくさんの方に大変お世話になりました。土地区画整理の話を聞いたときは、約60年間住んでいた土地がきれいな街並みになると思うとうれしかったですし、皆さんも楽しみにしていると思います。藤倉二丁目地区は、震災前から近所とのコミュニティができていたので、早く造成が完了し、また皆さんと元の生活ができるようになることを心待ちにしています」と話されました。

復興推進課都市基盤復興係 ☎355-6593  
住宅基盤復興係 ☎355-6596

## だれもが安心して暮らせるまちへ

災害公営住宅への移転に伴い、入居者が孤独を感じたり、地域のコミュニティが崩れるのではという不安を解消するため、4月11日、独立行政法人都市再生機構(UR)と「コミュニティ形成等に関する協定」を締結しました。

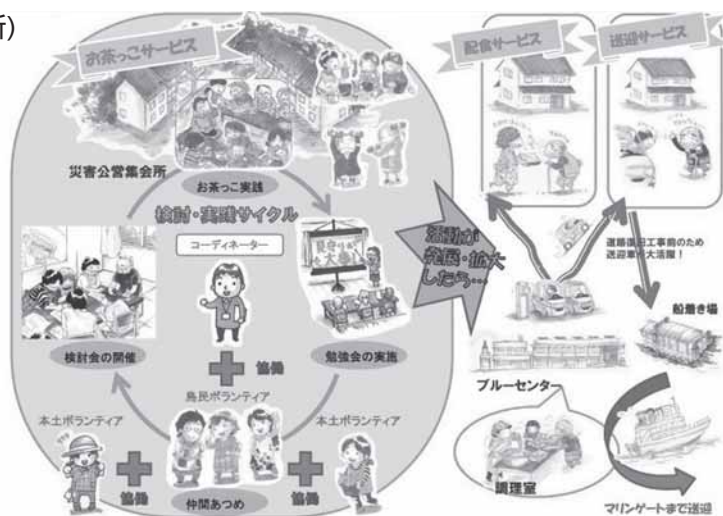
本市は、平成24年10月に独立行政法人都市再生機構へ災害公営住宅の建設要請を行っており、今年度で8地区全355戸が完成、引き渡しを受ける予定です。宮城・福島震災復興支援本部佐分本部長は「住宅を整備する際、入居していただいた後のことも考えている。入居後もできるだけお手伝いをさせていただき、生活再建ならびに心の復興の一助になりたい」と話されました。

(4月11日市役所)



▲協力協定書への署名を行いました

### 〈浦戸野々島地区での取組イメージ〉



なのっちー

例えば、浦戸野々島地区ではボランティアの方々との協働で「お茶っこ」や「健康体操」などの活動支援を行います。

コミュニティ形成などに関してどのような活動をしているの？

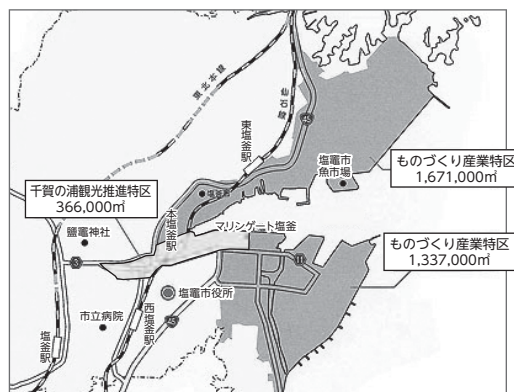
問 政策課企画係 ☎355-5631

## 復興特区制度（税制の特例）の期限が延長になりました！

本市では「民間投資促進特区(ものづくり産業版)」と「千賀の浦観光推進特区」を設定しています。法人や個人事業者の方が、平成33年3月31日までの間に指定を受け、いずれかのエリアで復興に寄与する事業を行うと、国や地方の税制上の特例が受けられます。

### 【主な内容】

- ①新たに取得した事業用設備などの特別償却または税額控除
- ②被災者などの雇用に係る法人税の特別控除  
(個人事業者の場合は所得税)

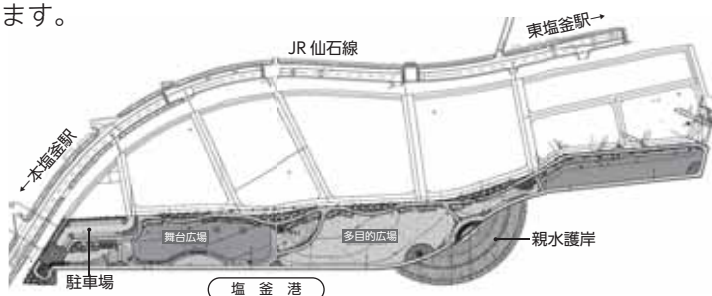


問 商工港湾課みなとまちづくり係 ☎364-1124

## 北浜緑地・護岸整備工事が進んでいます！

津波、高潮から地域住民を守り、人々が海に親しみながら交流できる憩いの空間、にぎわいの水辺空間を創出するための緑地護岸の整備が宮城県により進められています。

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 実施主体 | 宮城県（仙台塩釜港湾事務所）                              |
| 場所   | 仙台塩釜港（塩釜港区）北浜地区                             |
| 整備内容 | 直壁護岸・親水護岸（TP3.3 付近）、照明灯、トイレ棟、駐車場、園路、広場、そのほか |
| 工事期間 | 防潮堤・護岸 平成28年度まで<br>緑地公園 平成29年度まで            |



問 商工港湾課みなとまちづくり係 ☎364-1124